

令和4年 第6回浅口市農業委員会議事録

令和4年6月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	欠
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第11号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第12号 農地法施行規則該当転用届について

報告第13号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年7月15日（金））

開会（午後1時29分）

議長 それでは、失礼いたします。足元の悪い中、またお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

これより令和4年第6回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は11名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこととし、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思います。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において1番大橋委員、2番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

570番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになります。

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年6月15日提出。

番号570-1、金光町佐方、田、83平米。同じく2ほかといたしまして、金光町佐方、畑、2筆、1、181平米。同じく田、5筆、3、571平米となります。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡人は、〇〇〇〇です。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく申し上げます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 この場所は、主なところは、主なところと言う場合じゃないけど、県道の南浦・金光線のほう、佐方の信号をみわ記念病院前から南へ大体500メートルぐらい行ったところのちょっとした集落の、長津第2団地というところですけど、その横の、この譲渡し人のほうは旧長津の人なんです、その前に団地ができてますけど、その隣の入り口のところにあります自宅を含めて1番から3番、8番までがこのあたり、この地図のとおり並んでおります。それから、2番だけ1つ飛んでおりまして、次の

3、4のところ、そちらのほうの田んぼは、長津から須恵、佐方から須恵に抜ける古い道があります、市道がありますけど、そのちょっと上がった、谷が2つあるんですけど、1つ谷を越えたあたりの上のほうの田んぼという形になります。

ずっと譲渡し人さんのほうも〇〇〇〇のほうに行ってみて、昔は結構近い友達ちゅうか、懇意にされてた、家族ぐるみでというふう聞いております。それで、譲受人のほうも、結構お年を召されてるんですけど、まだ結構元気にされとりまして、造園業もやってますんで、そのあたりが結構木が生えたりしてますのを撤去、その辺をも譲渡し人のほうから任されて贈与という形になったというふう聞いております。特に今より悪くなることはないと思いますんで、特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、570番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、584番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号584-1、金光町須恵、畑、422平米。同じく2、金光町須恵、田、524平米。同じく3、金光町須恵、畑、469平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひします。

議 長 　　次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　こちらのほう、地図のほう5ページ、6ページになります。

　　場所のほうは、2号線と旧国道の間、吉備小学校の南側、南に二、三百メートル行ったところですか、花の池というのがありますが、それよりもさらに南で、100メートルぐらい南に下ったあたりになります。こちらのほう、譲受人のほうが長年管理だけはされてまして、以前にも、以前ちゅうか、譲渡し人のご主人がまだ健在の頃、管理、その辺のほうをまとめてお願ひをされたと。そのときに、どっちかといったら所有権の移転、贈与の分の話があったんですけど、その当時まだ譲受人のほうで農業をしてなくて規制にかかって、土地、田んぼとかその辺をやってないんでということできなかつたというふう聞いております。これを機会に、譲渡し人のほうも高齢になりますんで、もうちゃんと処分、処分というか、整理をしたいということで贈与になったというふう聞いております。特に問題はないと思いますんで、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、５８４番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、５８６番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号５８６－１、金光町占見、畑、１９平米。同じく２、金光町占見、畑、２２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの事由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、２番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 ２番渡邊です。

位置図は７ページ、８ページになります。

柵池のちょっと東側、泉勝院というお寺に上がる道筋にあります。譲受人と譲渡し人の畑が隣接しとりまして、地形をちょっときれいにしようかということで、贈与で対応するということになったそうです。特に問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、５８６番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、５８７番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。番号５８７－１、鴨方町六条院西、田、５７４平米。同じく２、鴨方町六条院西、田、３５１平米。同じく３、鴨方町六条院西、田、１３３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、私から補足説明を行います。

位置図は９ページ、１０ページであります。

所在地につきましては、現在建設中の２号線バイパスの鴨方インターの近くで、旧六条院農協のすぐ東になります。今はコンビニになっておりますが、すぐ東になります。今まできれいに管理されておりました、確認に行きますと、現在も野菜等植えており、きれいになっております。別に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

委員 ただいま説明いたしました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、587番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
569番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。  
議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年6月15日提出。  
番号569-1、金光町地頭下、田、428平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2ほかといたしまして、田、25筆、計2万291平米、畑、4筆、2,437平米。譲渡し人は、共有者を含め31名となります。転用目的は倉庫で、施設の概要といたしまして、〇〇〇〇となります。農地区分は主に第1種農地になりますが、物流センターのため、農地法施行規則第35条に規定する特別の立地条件を必要とする事業に当たることから、不許可の例外に該当しております。  
なお、許可が適当と認められた場合、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ諮問を要する案件になります。  
この件でございますが、前回保留となった件でございます。その後の経過についてご説明いたします。  
前回地元の推進委員のほうから、農業委員会、前回の委員会時点で、周辺への利水について説明がまだ十分に行き届いてないと報告がございました。そのため、事務局のほうから事業者へ確認しましたところ、前回の農業委員会時点ではまだ関係者への説明を行っている途中であったということが分かりました。その後も含めてなんですが、事業者におかれましては、関係する町内会ごとの説明会であったり、それから主な各地区の水当て当番の方々に個別に説明をしたり、それから大規模な営農者の方に個別に事業を説明するなどして、事業について理解をいただいたというところがございます。  
それから、工事中の利水についても言われておられましたが、近頃事業者のほうから地元の土木委員のほうへ具体的な内容が提示されております。この事業においては、道路、水路等それらの付け替え等を伴うわけでございますが、地元からの要望を踏まえた計画をされております。また、その他といたしまして、治水への対策として、雨水を一時的に貯留する調整池が計画をされておったんですが、その規模の増強であったり、それからトラックのオイル漏れへの対策として、油水分離槽を新たに設置するというふうな計画となっております。今回このように、前回保留の要因になった事柄については事業者のほうで対応がなされていると考えております。  
また、補足になりますけれども、今回安田委員のほうは欠席でございますが、せっかくこの転用事業については進めていただいて構わないとの意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。

議 長 今、ただいま事務局から説明がありました。審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 よろしいですか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、569番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、583番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号583、鴨方町小坂東、田、267平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、該当の転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、他法令の手続も行われており、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委 員 8番の虫明です。

議 長 地図のほうは13、14ページになります。

議 長 場所なんですけれども、鴨方の西小学校から東へ約600メートルほど行った大規模農道、農免道沿いの土地です。今、ここ数年は作付等されておらず、草刈り等で維持管理をされておったというのが現状です。今般、隣の洋菓子屋さんから要望があって話がまとまったということでございます。特に問題ないと思われまますので、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、583番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、585番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号585、金光町占見、畑、33㎡。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は進入路で、施設の概要として〇〇〇〇です。農地区分は第2種に該当いたしますが、該当の転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

委 員 8ページですか。

議 長 7 ページ。  
 委 員 7 ページ。  
 議 長 はい。  
 委 員 8 ページ、7……。  
 議 長 地図は7 ページです。  
 委 員 次に、渡邊委員、補足説明をお願いします。  
 2 番渡邊です。  
 地図は7 ページ、8 ページになります。  
 さっき出ました議案の第18号の586の議案の関連ということになります。この  
 物件が、譲受人の土地が飛び地になって進入路がないというふうなことになってま  
 す。耕作したりするのに進入路が必要ということで、今回購入ということになりました  
 た。特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
 委 員 なし声  
 議 長 質疑なしと認めます。  
 それでは、585番の件についてご異議ありませんか。  
 委 員 異議なし声  
 議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 続きまして、563番の件について、事務局の説明を求めます。  
 事務局 失礼します。議案書は7 ページになります。  
 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令  
 和4年6月15日提出。  
 今回あります563-1と2でございますが、前回こちらも保留となった案件でご  
 ざいます。前回の農業委員会において、設置する場所について意見が出ているとい  
 うことございました。これについては、今月25日に開催予定の地頭下の地区の総会  
 において協議されるのではないかとございまして、このため、今回におい  
 ても採決は保留でお願いしたいと思っております。それで、そのことについては、事業者の  
 ほうにもご説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、議案第563号については採決を保留し  
 たいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  
 委 員 異議なし声  
 議 長 続きまして、578番の件について、事務局の説明を求めます。  
 事務局 失礼します。番号578、鴨方町小坂東、畑、393平米。借受人は、〇〇〇〇。  
 貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分  
 は第2種ですが、該当の転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準  
 上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。ご審議よろしくお願いいた  
 します。  
 議 長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。  
地図のほうは17、18ページになります。  
この場所は、鴨方西小学校から西へ約500メートルほどのところに位置しておりまして、借受人と貸出人は親子でございます。借受人は、以前外に出られとったんですけれども、こちらに帰ってこられて今同居しておられますけれども、ちょうど親の家の前の土地に家を建てるということでございます。土木、水利委員の承認も得られており、特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
委員 それでは、578番の件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
事務局 続きまして、589番の件について、事務局の説明を求めます。  
事務局 失礼します。番号589-1、鴨方町鴨方、田、225平米。同じく2、鴨方町鴨方、畑、3.24平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、該当の転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
委員 6番佐藤です。  
地図は19、20ページになります。  
場所は、鴨方高校の前の指田川に沿って東へ約300メートルぐらい行ったところの50メートルほど南へ入ったところで、この土地は、去年もう一人のお孫さんからの申請があつて、今はここは宅地になってますが、この並びの土地になります。やはりおじいさん、お孫さんの関係で、別に問題はなかるうかと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
委員 それでは、589番の件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
事務局 議案第20号農用地利用集積計画についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
事務局 失礼します。議案書は8ページになります。  
議案第20号農用地利用集積計画につきまして。令和4年6月15日提出。  
それでは、説明いたします。



受付番号4番、5番の2件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は1名、農地は2筆です。全て新規となります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、2筆全て3年となります。

次に、9ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田2,481平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計2,481平方メートルです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第11号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますので、お開きください。

報告第11号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年6月15日提出。

番号572、鴨方町六条院中、田、1,523平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和4年4月27日、引渡年月日は令和4年5月31日でございます。

番号574、鴨方町六条院中、田、412平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は、令和4年5月6日となっております。

番号575、鴨方町六条院中、田、497平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年5月9日でございます。

番号577、鴨方町六条院中、田、1,080平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年5月7日となっております。

番号580、鴨方町地頭上、田、1,217平米のうち589平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年5月10日となっております。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。

報告第12号農地法施行規則該当届についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになります。  
報告第12号農地法施行規則該当届について。令和4年6月15日提出。  
番号576、寄島町、田、804平米のうち2.25平米。  
申請人は、〇〇〇〇。施設の概要といたしまして、〇〇〇〇です。  
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
報告第13号形状変更届についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は12ページになります。  
報告第13号形状変更届について。令和4年6月15日提出。  
番号579、鴨方町鴨方、田、592平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は田から畑に変更で、〇〇〇〇です。  
番号588-1、金光町佐方、田、316平米のうち286平米。同じく2、金光町佐方、畑、267平米。同じく3、金光町佐方、畑、211平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は全体を畑として整地ということで、〇〇〇〇となっております。  
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①議案書の発送について  
②農業者年金の加入促進について  
③農業委員会行事について  
④次回の委員会について

議長 ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。  
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時05分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩